

## 第4回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第4回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成30年1月25日 午後1時27分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願いについて

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 8名）

3番	村上 優司君	4番	浅野 幸喜君
5番	鈴木 和雄君	6番	今野八重子君
7番	木村マリ子君	8番	畑中 圭吾君
9番	岡澤 成治君	10番	渡邊 岳夫君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名）大船渡地区 佐藤 優子推進委員  
末崎地区 後藤 達生推進委員

### 事務局出席者

局長	近江 学君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後1時27分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではありますが、これより第4回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。皆さん、明けましておめでとうございます。今年1年、よろしくお願いいいたします。

皆さんも読まれていると思いますけれども、全国農業新聞1月12日号8面に、藤原重信委員の地域での取り組みの記事が載っておりました。もし、まだ読んでいない方がございましたら、読んでください。

また農閑期である冬期間に集中する研修会の参加では、路面が凍結となっていることが多く、参加する時は時間の余裕を十分取って、事故には十分気をつけて参加してください。22日から23日にかけて、この間、雪が降ったばかりではありますが、また今シーズン最強の寒気がまた上空にきているということです。夜間など道路が滑りやすくなっておりますので、お帰りの際は事故を起こさないよう気をつけてお帰りください。

総会終了後、事務局から4点ほど連絡事項があります。本日の案件は11件と少ないですが、進行にご協力お願いいいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は10名、推進委員は8名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員、大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員の2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、近江事務局長より報告をお願いいたします。

○事務局長（近江学君）それではお手元の資料によりまして、報告させていただきます。まず最初に平成29年12月22日から30年1月25日まででございますが、まず前回の農業委員会総会は12月22日に開催されております。それから年が明けて1月4日には大船渡プラザホテルにおきまして大船渡市新年交賀会を開催され、また7日には大船渡市市民文化会館におきまして大船渡市成人式が開催されまして、いずれにも菊地会長が出席しております。それから11、12の両日ですが、盛岡市繋のホテル紫苑におきまして農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が開催され、熊谷職務代理者と藤原委員、事務局から私が出席しております。それから17日ですが、盛岡市のプラザおでつてにおきまして新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、新任の農業委員、推進委員の方9名の方が、それから事務局から山崎主事が出席をしております。そして本日、25日、第4回農業委員会総会を開催されております。

次に1月26日から2月26日までの予定であります。まず1月31日、盛岡市のメトロポリタン盛岡ニューウィングにおきまして経営戦略セミナーが開催され、菊地会長と熊谷委員が出席の予定となっております。開いていただきまして2月に入りまして7日ですが、

まず午前 10 時 30 分から市役所本庁におきまして、第 1 回農地・農政専門委員会が開催する予定とさせていただきます。こちらの専門委員会の開催目的でございますが、農業委員会では毎年度、年間の活動目標の計画を立てまして、あわせてその点検、評価を行うものとされておりまして、更にその内容を市のホームページ等に公表することとされておりまして、これらの活動目標について活動計画の策定、活動目標の策定、点検と評価、これは最終的に農業委員会総会の決議を経て好評するものでございますので、その総会に諮るための案づくりを行うため、専門委員会を開催するものであります。その専門委員会終了後は、お弁当を用意しておりますので、昼食を摂っていただきたいと思っております。その後、午後ですが、午後 1 時 30 分からは陸前高田市コミュニティホールにおきまして大船渡地方農業振興協議会農業委員会研修会が開催されますので、こちらにも農業委員、推進委員全員の方のご出席をお願いいたします。ちなみに、この大船渡地方農業振興協議会と申しますのは、気仙 2 市 1 町と、あと各農業委員会の他、大船渡農業改良普及センターなど、16 の組織団体が構成されておりまして、大船渡農業改良普及センターが事務局としてとりまとめを行っている組織でございます。その後、引き続き午後 4 時からは同じ会場で気仙地方農政連絡会農業委員会研修会が開催されます。こちらの気仙地方農政連絡会と申しますのは、気仙 2 市 1 町の農業委員会と、あと県の沿岸広域振興局、大船渡農業振興センターで構成されておりまして、会長及び事務局は持ち回りとなるんですけれども、現在は住田町が担当してございます。更にその研修会終了後は、午後 5 時から陸前高田市の海浜館におきまして大船渡地方農政連絡会会員懇親会を開催する予定となっております。これらの 2 月 7 日の日程に関しましては、後ほど総会終了後に改めて事務連絡をさせていただきます。次に 8 日ですが、午前 11 時 30 分から J A 大船渡本店におきまして役員報酬審議会が開催されます。これは農協の方の役員の報酬です。それから午後 1 時 30 分からは市役所の議員控室におきまして大船渡市農業振興対策協議会が開催されますけれども、どちらにも菊地会長が出席の予定となっております。それから 10 日は土曜日ですけれども、午前 9 時から世界の椿館・基石におきまして「三陸・大船渡第 21 回つばきまつり」開催式開催されますので、農業委員会からは菊地会長と熊谷職務代理者が出席の予定となっております。それから 14 日ですが、午後 1 時から盛岡市の岩手県産業会館におきまして第 23 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席をする予定となっております。本日の議案のうち追認案件と該当する案件につきまして諮問が行われ、その後に許可が決定されるものであります。それから同じく 14 日ですが、盛岡市繋のホテル紫苑におきまして平成 30 年度ポラーノの会総会が開催されますので、会員であります女性農業委員、それから推進委員の方が出席の予定となっております。それからポラーノの会総会終了後は、引き続き翌 15 日までの日程で、同じ会場で女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会が開催されます。事務局からは私が随行する予定となっております。それから更に同じく 14、15 の両日ですが、農業委員会会長研修会が開催されますので、菊地会長が出席の予定

となっております。最後に 26 日ですが、今度は市役所の第 1 会議室におきまして農業委員会第 5 回総会を開催予定となっております。ここでは通常の案件に加えまして、12 月 7 日の専門委員会でご協議いただきました活動目標の設定、点検と評価の案件が上程される予定となっております。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員会からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名をいたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には 7 番藤原重信農業委員、8 番佐々木信吉農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 3、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2 ページをお開きください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は 2 件です。1 番、相続による権利の取得。12 月 19 日届出、12 月 21 日受理。2 番、相続による権利の取得。12 月 21 日届出、12 月 27 日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第 1 号 1 番から 2 番までについて質疑、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 4、議案第 1 号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3 ページをお開きください。議案第 1 号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

届出件数は2件です。1番、転用目的、居宅平屋建1棟、建築面積104.09㎡、駐車場1台。転用理由、津波被災したため、当該地へ移転新築したい。平成29年2月24日大船渡市農業委員会指令において、単独で許可を受けておりましたが、姉の家族と同居予定で共有建物を建築予定であったが、単有で許可を得たため、工事に着手しかねていたとのことで、この度、姉を追加して変更申請するものです。2番、転用目的、施設等、集会所1棟、建築面積26.1121㎡。その他に道として116㎡ほど申請されております。転用理由、住民の集会所を設置する。平成27年1月16日大船渡市農業委員会指令で平成30年1月15日までの一時転用許可を受けておりましたが、整備等が途上のため、今後も拠点施設として利用したいとのことで、期間延長を申し出たものです。平成33年1月15日までの期間延長を申し出たものです。この案件ですけれども、農振農用地が通算3年超であるため、3年を超えますと市の農振担当課の了承が必要ですが、別添のとおり市の了承を得ておりますことを報告します。以上で事業計画変更は終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。22日に現地調査を実施しました。申請地周辺は宅地化が進んでおり、申請地の西側には道路が整備され、南側は住宅が建築中となっています。申請地は平成29年2月の総会において一般個人住宅建築の転用許可を受けましたが、姉との共有建物を建築予定であるため、申請地も2人の共有ということで、事業計画の変更をしたいとのことです。建築面積の変更はなく、周辺への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。それでは議案第1号1番について本委員会において許可と決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号の1番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号の2番につきまして三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。事業計画の変更申請2番について、1月21日午後4時半から借受人から聞き取りをしたので報告をします。集会所は平成23年3月11日の大津波後にボランティアの東海大学学生が支援として高台に一度建てましたが、そ

の後、平成27年2月に海の見えるこの場所に移されたものです。現在も学生が来て桜の植樹、蕎麦畑、結の道などの作業を続けており、漁港からの避難道はほぼ完成し、今後は集団高台移転地の奥にある小さな滝まで道路を復活させるという計画なそうで、地域の人たちと引き続き集会所を利用するために申請になったそうです。以上のとおり報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番につきましては本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、駐車場。転用理由、隣接する自宅敷地が狭いため駐車場及び介護車両の駐車場として住宅敷地と一体利用したい。立地基準につきましては、この農地は第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準につきましては、資金の確保については金融機関からの残高証明で確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の概要についての説明をお願いします。議案第2号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いいたします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野でございます。1番について報告をいたします。調査は1月20日、同居している息子さんの奥さんからの聞き取りと現地の確認を行いました。周辺の状況ですが、周辺は近隣の農地所有者による耕作地と住宅地が混在する地域で、自宅の東側と南側及び北側は申請者の農地となっており、西側は市道に面しています。この度申請した現地の状況ですが、庭木や庭石があるところと自宅へ車を乗り入れるために砂利を敷いているところがそれぞれ2割程度で、残りの6割ほどが耕作されている現状です。次に申請にいたった経緯になりますが、現在、自家用車3台を所有していますが、自宅の前の駐車場が狭いため、1台は北側に隣接している申請者の貸家の駐車場に駐車しています。更に大型車が玄関前に横付けする際、自宅前の敷地が

なく土地幅に余り余裕がないため、そのために不便をしています。そのため家族の駐車場の確保と、介護車両が玄関前までスムーズに出入りできるようにするため、今回申請した農地が東西に細長いことから、西側市道の接続部分の庭木や庭石を撤去して、車の出入口に変更し、住宅敷地と一体利用したいということでありました。周囲への影響ですが、申請地の北側が自宅、西側が市道で、地面がほぼ同じレベル。東側は雑草地で、南側に向かって緩い傾斜地になっています。今回、申請地の一部を埋め立てることになりますが、高低差の一番大きいところで 60cm くらいであり、仮に土砂の流出があったとしても、隣接する南側は申請者が所有する幅が 7～8m の砂利を敷いた空地となっており、隣家や、その隣家に申請者が貸して耕作している農地があるものの、周辺への影響はほとんどないものと判断されます。なお、今回申請した農地のうち、東側雑草地に隣接する 2 坪程度については砂利を敷かず、現状のままとして草花を植えたいとのことでしたし、自宅北側と東側の農地に関しては、これまでどおり耕作をするということでした。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第 2 号 1 番について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第 2 号の 1 番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番について本委員会において許可相当とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 6、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○局長補佐（細谷真実君） 5 ページをお開きください。議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は 5 件です。1 番、転用目的、施設等、境内地。転用理由、隣接する境内地の土地と一体化して境内として利用したい。2 番、転用目的、施設等、事務所平屋建 1 棟、建築面積 66.86 m<sup>2</sup>、駐車場大型 6 台。転用理由、事務所建築のため。歯科技工所用事務所ということで追認案件となります。これは現況調査の時、既に整地してあったので、始末書を徴しております。3 番、転用目的、施設等、居宅平屋建 1 棟、建築面積 104.09 m<sup>2</sup>、駐車場 1 台。転用理由、事業計画者は姉妹であり、1 人は被災者で、一方は借家住まいのため、2 人で共同して建物を建築し同居を計画しているとのことで、先ほど事業計画変更により承認された案件です。6 ページをお開きください。4 番、転用目的、施設等、居宅平屋建 1 棟、建築面積 109.85 m<sup>2</sup>、駐車場 2 台。転用理由、現在、借家住まいにつき、当該地へ移

転新築したい。5番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積 57.96 m<sup>2</sup>、駐車場2台。転用理由、現在、親と同居しているが、今回、父の所有する当該地に自宅を建築し独立したい。立地基準につきましては2番から5番は第3種農地のため許可基準を満たしております。1番は第2種農地ですが、隣接するお寺の境内ということで、他に代替性がなく基準を満たしております。一般基準につきましては、資金の確保について、いずれも金融機関からの残高証明書若しくは融資証明書が添付されており、確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。初めに議案第3号の1番については9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第3号1番の報告をいたします。19日、譲受人に電話したところ、このところ忙しくてという奥様の返事で、時間の空いた時に連絡くださるということでした。20日午後5時45分、電話をいただきました。隣地なので、贈与を受けたとのことでした。現地確認したところ、農具等を納めるプレハブが建っており、その脇にはキウイの棚がありました。周りはいきれいに整地されておりました。境内と一体化として利用したいので、景観を整えるためにもプレハブとキウイの棚を撤去したいとのことでした。日当たりの良い傾斜地で回りに農地はなく、特に周囲への影響はないものと判断されます。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番については本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号の2番について3番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。現在は整地状態になっておりますが、その理由としては、県道の予定地に急に決まったために、県から早期に現在の宅地から移転移動しろと言われたので整備したそうです。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい事務局。

○局長補佐（細谷真実君） 事務局から補足いたします。今の案件ですが、駐車場大型6台ということでしたが、何に使うのかということですね、ちょっと1,135 m<sup>2</sup>が広がった

ので、何に使うのかということで聞いてみたところ、これはですね、大型というのは医療系産業廃棄物のごみの収集ということでした。歯科技工士さんは歯医者さんといろいろ契約しているわけですが、その医療系ごみは全部、収集することになっているようで、そのごみの収集にそのようなトラックが出入りするということを確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 補足説明がありましたが、議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番につきまして本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は追認案件のため、2月14日開催の岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番と4番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号3番について報告します。申請番号3番は先ほどの議案第1号農地転用事業計画の変更申請についての1番と同じ案件となっています。譲受人が姉妹であり、2人で共同して建物を建築し同居したいとのことでした。

続いて申請番号4番について報告します。22日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。申請地の現況は休耕畑となっています。譲受人は、現在貸家住まいであるため、当該地へ移転新築したいとのこと。周辺農地への影響ですが、申請地の西側に家庭菜園がありましたが、日当たりなどの影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号5番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番農業委員(細谷知成君) 6番細谷です。議案第3号の5番につきまして、1月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。土地の状態は休耕地で、草刈りの管理がされている農地です。周辺の状況ですけれども、申請地の西側は市道、東側は住宅、北側は申請地と同様の休耕地であります。申請地の南側には父親の耕作している水田があります。また、その周辺地域は平坦な土地が広がっており、水田が多く耕作されている状況です。申請に至った経緯ですけれども、周囲への影響ですけれども、申請地に面している耕作地は申請地の南側の父親の水田のみであるため、住宅建設による日照の影響はないものと考えられます。また生活排水についても浄化槽を設置する計画とのものでしたので、排水による悪影響はないものと考えられます。報告については以上でございます。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において許可相当と決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いをいたします。

○局長補佐(細谷真実君) 7ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は3件です。1番、非農地の事由、昭和39年に居宅を新築し、以来居住していたが、東日本大震災により被災し更地となっている。地目が農地であると認識していなかった。2番、昭和51年に居宅を建てたことにより、敷地の一部として使用されるようにな

った。父が所有者となっていた土地であり、なぜ手続きを行わなかったのかわからない。3番、平成5年当時より鹿の食害により耕作が困難な状態となったため、周辺山林と一体利用されている。長年、山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。20年経過しているかどうかの確認は植林、その周辺が半分以上植林されており、その植林した後、伐採されておりましたので、その年輪を数えてみると30から50ありましたので、30から50年前に植林したということで、20年以上の農地法の適用外であることの確認をしております。いずれの案件も法を遵守せず申し訳なかったとの始末書が提出されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきまして説明をお願いいたします。初めに議案第4号1番について1番金野たか子委員からお願いします。

○1番農業委員（金野たか子君） 1番金野です。申請地について、1月20日土曜日、お昼にお伺いして予定を聞きたいなと思ったんですが、そのままお話してもいいということで、自宅にてお話しを聞いてまいりました。昭和39年に居宅を新築して以来居住していましたが、東日本大震災により被災し、現在更地となっております。被災後は近くの美容室に駐車場として貸していたとのことです。この度、市に被災地跡地利用で買い上げてもらうにあたり、この土地が農地だと発覚し、適用外証明の手続きを行なったとのことです。長年、50年以上です。宅地として利用されており、農地に復旧することは困難とみてまいりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号2番について報告します。22日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっております。北方向に上る土地となっていて、住宅とは2m程度の段差があるところとなっております。申請地は長年、宅地の一部として利用されていたとのことで、農地への復旧は非常に困難であると確認しました。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号2番について質疑、

意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号3番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(今野八重子君) 推進委員の今野です。議案第4号3番について調査報告いたします。自宅の南側の一部が庭敷になっていました。また南西側の一部には野菜畑がありました。ほとんどが雑木林になっていて山と一体化していました。以上です。よろしくをお願いします。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれをもちまして第4回総会を閉会いたします。

午後2時15分閉会